

釧路湿原自然再生全体構想(案)の概要(案)

はじめに

全体構想のいきさつや目的を伝えています。

第1章 自然再生の取り組みに至る経緯と背景

釧路地方の自然と歴史についての概要、自然環境が抱える課題、自然再生事業に至る取り組みの経緯について説明しています。全体構想を作成する背景についての解説です。

(1) 釧路湿原の概要と釧路川流域の歴史

釧路湿原はわが国最大の湿原(現在約1.9万ha)

他に類を見ない景観を有し、貴重な野生生物の生息地

保水、浄化、洪水調節、気候緩和など暮らしを支える重要な役割

1880年代に始まる流域開発

1920年の大洪水を契機として本格的な治水事業

1940年代から戦後復興に伴う湿原周辺の森林伐採

1960年代から戦後の食糧不足と農産物の安定供給のための大規模農地開発と河川改修、同時に湿原南部の市街地の拡大

(2) 釧路湿原と地域社会の課題

湿原面積の急激な減少(約2.5万ha(1947年) 約1.9万ha(1996年)・・・50年で約2割減少)

湿原の質的な変化(流域からの負荷流入の増加に伴い、ヨシ・スゲ類湿原内でハンノキ林地の急激な拡大、湖沼の水生生物の減少など)

湿原におけるレクリエーション利用の増加

(3) 釧路湿原における環境保全の取り組みと自然再生の始まり

1971年、北海道自然保護協会釧路支部の設立

1973年、釧路地方総合開発促進期成会による、開発と自然保護に関する基本原則のとりまとめ

1980年、ラムサール条約登録湿地に指定(国内初)、1993年締約国会議を釧路市で開催

1987年、釧路湿原国立公園の指定

地域住民によるナショナルトラストや植林、野生生物保護などの活動

1999年、釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会の設立(関係省庁・自治体、NPO、専門家等) 2001年に提言公表。

2003年、釧路湿原自然再生協議会の設立

第2章 自然再生の基本的な考え方と原則

「自然再生」に関する定義と、行なっていく上での基本的な原則(ルール)を記述しています。

(1) 釧路湿原における「自然再生」とは

過去に損なわれた自然を積極的に取り戻そうとする取り組み

「自然再生」とは、自然の保全・回復・復元・修復・維持管理・創出などの概念

【用語の解説】

「保全」: 今残されている良好な自然を良好な状態で維持すること

「回復」: 自然が自律的に元の姿に戻ることを維持・支援すること

「復元」: 過去にあった自然の姿を人間の手で取り戻すこと

「修復」: 自然の持つ機能を人間の手で高めること

「維持管理」: 人間の手で生じた自然の良好な状態を人間の手で維持していくこと

「創出」: 自然がほとんど失われた場所に良好な自然を人間の手で創り出すこと

(2) 自然再生を実施する上での原則

生態系のつながりがある流域全体を対象に考える。(流域視点の原則)

流域全体で現状把握・検討、実施・評価していきます(湿原 河川 - 森林)

残された自然の保全を優先し、できるだけ自然の復元力にゆだねて、自律的な自然の回復を目指す。(受動的再生の原則)

第一に保全、その上で復元・修復を図っていくべきです

科学的な知見を集積し、現状を把握する。(現状の科学的な把握)

科学的知見による現状把握、事業による変化の予測、特に希少生態系や地域産業への影響を丁寧に把握していきます

長期的な視野で具体的な目標を設定する。(明確な目標設定)

具体的で客観的な目標を設定していきます

各施策は結果を評価・検証しながら、補正して対応できるように運用する。(順応的管理の原則)

慎重で丁寧な取り組み、結果のモニタリング(定期的な検証)、目標に照らした評価、柔軟に取り組みを修正していきます

良好で多様性のある自然の保全・復元を目標とするが、機能的な回復も選択肢に含める(自然の保全・復元と機能的な回復)

過去の状態を完全に復元することだけを目指すのではなく、土地利用や産業との関わりで保全や復元が困難な地域でも、可能な取り組みをしていきます

地域の産業や治水・利水と自然環境の効果的両立を目指す。(地域産業・治水との効果的両立)

自然再生は、産業を維持・活性化することと両立するように進めていきます

すでに産業に不適であることが明らかな場所、希少な自然環境を残すために必要な場所について、優先的に検討していきます

多様な主体が連携し、地域社会における生活の保全につながることを目指す。(多様な主体の参加の原則)

利害関係のある流域全体の人々が関わる必要があります

地域への不利益を防ぎ、長期的な利益を理解していくことが大切です
情報の公開と説明を十分に行ない、市民の主体的選択権を確保する。(情報公開の原則)
人々の意見や考え方を積極的に反映していきます
地域の自然環境と産業に対する理解を深める教育を並行して進める。(環境教育実践の必要性)
環境教育的な効果を持つ取り組みや場を持つことに配慮します

第3章 自然再生の対象となる区域

この全体構想に関わりのある区域について記述しています。

(1) 基本的な考え方

もっとも重要な保全対象は釧路湿原です。そして、生態系のつながりを持った流域全体を自然再生の取り組み範囲として考えます。

(2) 対象範囲

釧路川水系の集水域を基本的な対象範囲として考えます。

関係する市町村は、釧路市・釧路町・鶴居村・標茶町・弟子屈町・阿寒町の6市町村

第4章 自然再生の目標

自然再生の目標として「目指すべき姿(イメージ)」と「流域全体で達成したい目標」について示しています。

(1) 目指す姿

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す
思い描くイメージとしては...?

- ・ タンチョウやシマフクロウ、イトウなどがすむ多様な生命の環
- ・ 川から海にわたる豊かな自然の幸
- ・ 美味しい飲み水
- ・ 雨が降っても土砂で覆われることの少ない水辺
- ・ 安らぎや感動を与えてくれる湿原景観
- ・ こうした豊かな恵みを受けながら、地域の人々が暮らし、子どもたちが自然について学ぶ

それは具体的にはいつ頃のイメージ...?

- ・ 急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿原環境を一つの姿とします

(2) 流域全体としての目標

湿原生態系の質的量的な回復

流域に残された良好な自然の保全を優先し、また生態系のつながりを回復するために、流域の河川や丘陵地の森林の質や量を改善しながら、湿原生態系を回復します。

湿原面積の減少に歯止めをかけて、可能な場所から湿原を回復する。

現在の土地利用や産業との関係から自然の再生が困難な場合にも、可能な範囲で生態系の質を高める。

以上を通じて、この地域の生物種を絶滅させないようにする。

湿原生態系を維持する循環の再生

湿原を支える豊富な湧水や地下水も含めた流域の健全な水循環と、その良好な水質を回復します。

森林、河川、湿原、そしてそこに生息する多様な生物の間での健全な物質循環を回復する。

流域の開発などにより増加した、湿原に流入する土砂や汚水などを減らす。

湿原と持続的に関わる社会づくり

環境に配慮する産業や、環境にやさしいライフスタイルを確立・普及するなど、流域全体で湿原とともに生きる豊かな地域づくりを進めます。

情報の共有により地域の理解を広げ、流域住民の参加により地域主導の取り組みを展開する

湿原を環境教育の場として活かし、人々が湿原を身近に感じられるようにする中で、適切な保全と利用のルール・マナーの共通認識を持つ

人々の交流が活発化するなかで、いろいろな役割と新たな仕事生まれ、取り組みを子どもたちに引き継いでいく

第5章 目標達成のために実施する施策と評価方法

具体的にどのような取り組みを展開して、目標を達成するのかを、大きく6つの施策に分けて記述しています。それぞれの課題、目標、手法、評価を整理しています(この概要版では手法のみ記述)

なお、以下の施策は例示です。今後さらに充実させていきます。

また、数値的な目標は今後協議会での検討を重ね、設定していきます。評価については、個別の事業、流域全体で実施していきます。施策の達成状況を5年ごとに点検し、原則10年ごとに計画を見直していきます。

1. 湿原生態系と希少野生生物生息環境の保全・再生

- 良好な湿原の保全
- 湿原の希少な野生生物の生息環境の保全・復元
- 湖沼の希少な野生生物の生息環境の保全・復元
- 湿原周辺の未利用地等の回復・復元
- 外来生物の管理手法の確立

2. 河川環境の保全・再生

- 良好な環境を有している河川の保全
- 河川本来のダイナミズムの回復・復元
- 河畔林など多様な環境の復元・修復
- 河川の連続性の復元・修復

3. 湿原・河川と連続した丘陵地の森林の保全・再生

- 良好な機能を有している森林の保全
- 裸地等への森林の回復・復元
- 無立木地や造林地における森林生態系の回復・復元・修復
- 生産が行なわれている森林での配慮・修復

4. 水循環・物質循環の再生

- 流域の水・物質循環メカニズムの把握
- 望ましい地下水位の保全・復元
- 流入水の水質の保全・修復

5. 湿原・河川・湖沼への土砂流入の抑制

- 土砂の流入・堆積メカニズムの把握
- 土砂発生源での流出量の抑制
- 湿原への土砂流入量の軽減

6. 持続的な利用と環境教育の促進

- 環境教育の充実とネットワーク化
- 自然再生事業の情報発信と市民参加の推進
- 湿原の利用に関するガイドライン・ルールづくり
- 地域産業の持続的発展のあり方の検討
- すぐれた景観の保全

第6章 役割分担

協議会構成員、地域住民、土地所有者等の役割について記述します。

(1) 協議会構成員や地域住民の果たす役割

- ・ 関係行政機関・地方公共団体・・・自然再生への取り組みを主体的に推進します
- ・ 専門家・・・科学的なデータの集積をし、その提供、助言をします
- ・ 地域住民・・・湿原やその周辺環境を持続的に利用する産業や生活を推進します
- ・ 土地の所有者等・・・自然再生への取り組みに協力・参加します
- ・ NPOなどの市民団体・・・自然再生への取り組みに参加・協働します

(2) 役割分担表(別紙)

(3) 自然再生協議会の構成(別紙)